

平成 27 年度 第 2 回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 平成 27 年 11 月 19 日 (木) 午後 1 時 ~

場 所 : 鶴岡市役所 委員会室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 副市長あいさつ
4. 委員・職員紹介
5. 会長及び会長職務代理者の選出
6. 会長及び会長職務代理者あいさつ
7. 会議録署名委員の指名
8. 報告
 - (1) 国民健康保険運営協議会について (資料 1)
 - (2) 国民健康保険の状況について (資料 2)
9. 協議
 - (1) 収支改善の取組みについて (資料 3)
 - (2) その他
10. その他
11. 閉 会

資料 1

国民健康保険運営協議会について

- 1 設置の趣旨

「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。」(国民健康保険法第 11 条第 1 項)

国保事業の運営の適正を図るために、被保険者・療養担当者・一般住民それぞれの利害を調整して、その事業の運営が円滑に行われるようにする。
- 2 組織としての位置付け

国保運営協議会は市町村の執行機関の附属機関であり(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項)、附属機関とはその担任する事項について、調停、審査、審議又は調査等を行う機関です(地方自治法第 202 条の 3 第 1 項)。国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する役割を果たすものである。
- 3 組織の構成等
 - (1) 構成

国保運営協議会は、被保険者を代表する委員・保険医又は保険薬剤師を代表する委員・公益を代表する委員の三者構成であり、各側委員を同数とすることで三者の均衡を図っている。(国民健康保険法施行令第 3 条第 1 項)
 - (2) 委員の定数

委員の定数は、市町村の自主決定に委ねられており、条例で定めなければならず(同条第 2 項)、退職者医療制度との関わりで、被用者保険等保険者を代表する委員を加えることができるとされている。
 - (3) 委員の任期

委員の任期は 2 年であり、補欠委員の任期は前任者の残任期間である。
- 4 委員の任命

国保運営協議会の委員は、非常勤の特別職の市町村職員であることから(地方自治法第 202 条の 3 第 2 項、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号)、その任命権者は市町村長である。
- 5 審議事項

国保運営協議会が審議する「重要事項」とは、国保事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼすべき事項とされているが、限定的に捉えるものではなく、広範な事項に及ぶと解釈されている。

[根拠条文]

- 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に關して必要な事項は、政令で定める。
- 国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)

(国民健康保険運営協議会の組織)

第 3 条 国民健康保険運営協議会(第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

(協議会を組織する委員の特例)

第 1 条の 2 協議会は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第 10 条第 1 項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 鶴岡市国民健康保険条例(平成 17 年条例第 133 号)

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 鶴岡市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

 - (1) 被保険者を代表する委員 5 人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人
 - (3) 公益を代表する委員 5 人
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人

社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性

1. 年齢構成

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - ・65～74歳の割合：国保(32.5%)、健保組合(2.6%)
 - ・1人あたり医療費：国保(31.6万円)、健保組合(14.4万円)

2. 財政基盤

- ② 所得水準が低い
 - ・加入者一人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(200万円)(推計)
 - ・所得割率：国保(9.9%)、健保組合(5.3%) ※国保は本人負担分のみの推計値
- ③ 保険料負担が重い
 - ・加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
 - ・市町村国保(9.9%)、健保組合(5.3%) ※国保は本人負担分のみの推計値
- ④ 保険料(税)の収納率低下
 - ・収納率：平成11年度 91.39% → 平成25年度 90.42%
 - ・徴収率：平成11年度 94.95%(国保) ※国保は本人負担分のみの推計値
 - ・平成25年度 94.95%(国保)
- ⑤ 一般会計繰入・繰上充用
 - ・市町村による法定外繰入額：約3,800億円
 - ・繰上充用額：約1,000億円(平成25年度)
 - ・うち決算補てき等の目的：約3,500億円

3. 財政の安定性・市町村格差

- ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
 - ・1719市町村中3000人未満の小規模保険者 458(全体の1/4)
- ⑦ 市町村間の格差
 - ・一人あたり医療費の都道府県別格差：最大：3.3倍(東京都) 最小：1.2倍(栃木県)
 - ・一人あたり医療費の市町村別格差：最大：14.6倍(北海道) 最小：1.3倍(徳島県)
 - ・一人あたり医療費の市町村別格差：最大：3.0倍(愛知県) 最小：1.4倍(富山県)
 - ※東京日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい罹患者を除く。

- ① 国保に対する財政支援の拡充
- ② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、
 - ・財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
 - ・保険料の賦課徴収、保健事業の表裏等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、
 - ・都道府県と市町村との適切な役割分担について検討
- ③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

国民健康保険の改革による制度の安定化

公費拡充

○国民健康保険に対し、平成28年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、29年度以降毎年約3,400億円の財政支援(平成27年度は低所得者対策として保険者支援措置を1,700億円拡充)の拡充等を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ・公費約3,400億円は、現在の国保の医療給付総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ・被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

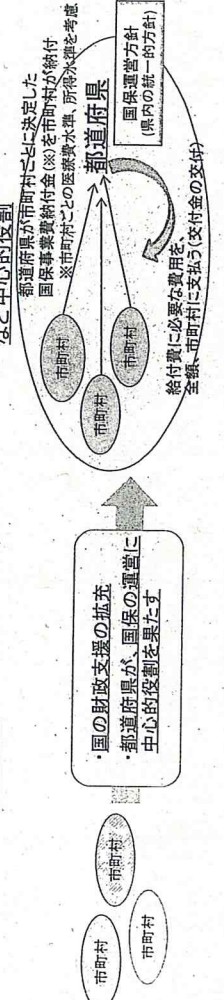
運営の在り方の見直し

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、金額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う ※保険料率は市町村ごとに決定

【改現】市町村が個別に運営



各保険者の比較

保険者区分	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成25年3月末)	1,717	1	1,431	85	47
加入者数 (平成25年3月末)	3,466万人 (2,025万世帯)	3,510万人 被保険者1,987万人 被扶養者1,523万人	2,935万人 被保険者1,959万人 被扶養者976万人	900万人 被保険者450万人 被扶養者450万人	1,517万人
加入者平均年齢 (平成24年度)	50.4歳	36.4歳	34.3歳	33.3歳	82.0歳
65～74歳の割合 (平成24年度)	32.5%	5.0%	2.6%	1.4%	2.6%(※2)
加入者一人当たり医療費 (平成24年度)	31.6万円	16.1万円	14.4万円	14.8万円	91.9万円
加入者一人当たり 平均所得(※3) (平成24年度)	83万円 一世帯当たり 14.2万円	137万円 一世帯当たり(※4) 24.2万円	200万円 一世帯当たり(※4) 37.6万円	230万円 一世帯当たり(※4) 46.0万円	80万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成24年度) (※5)	8.3万円 一世帯当たり 14.2万円	10.5万円(※0.9万円) 被保険者一人当たり 18.4万円(※6.9万円)	10.6万円(※3.4万円) 被保険者一人当たり 19.9万円(※4.9万円)	12.6万円(※5.3万円) 被保険者一人当たり 25.3万円(※6.6万円)	6.7万円
保険料負担率(※6)	9.9%	7.6%	5.3%	5.5%	8.4%
公費負担	給付費等の50% + 保険料軽減等	給付費等の16.4% 負担が重い(※7)	後期高齢者支援基金等の 補助(※8)	なし	給付費等の約50% + 保険料軽減等
公費負担額(※7) (平成24年度)	4兆3,814億円 (国3兆1382億)	1兆1,692億円 (全額国費)	308億円 (全額国費)	なし	7兆5,347億円 (国4兆8450億円)

(※1) 国保制度の加入者一人当たり平均医療費は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

(※2) 国保制度の加入者一人当たり平均医療費は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

(※3) 加入者一人当たり平均所得は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

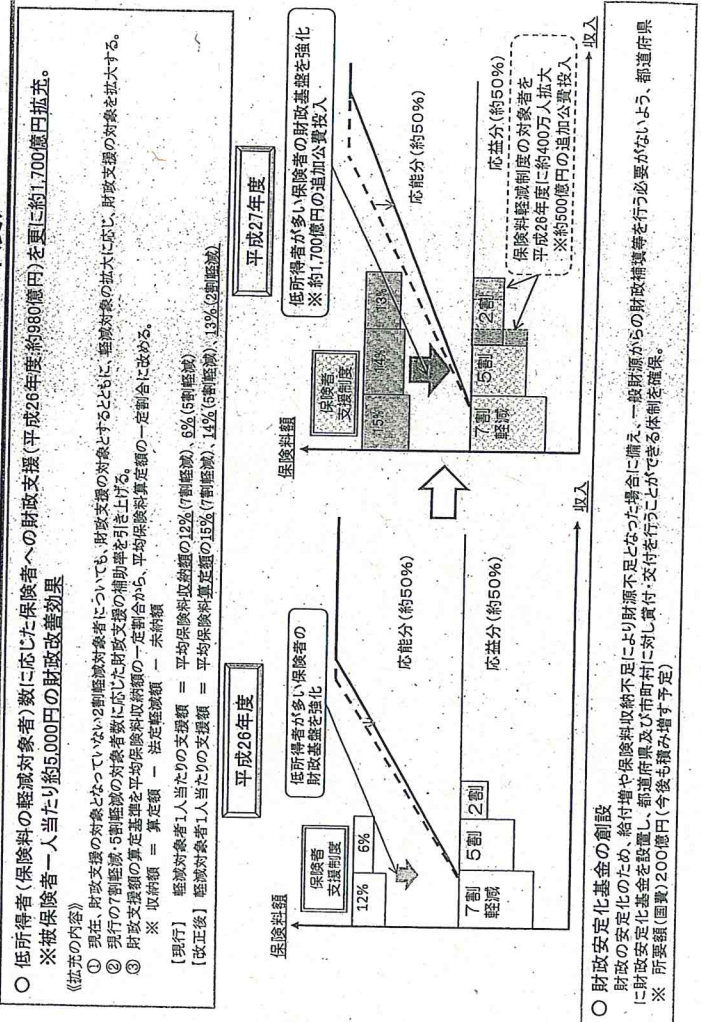
(※4) 加入者一人当たり平均所得は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

(※5) 加入者一人当たり平均所得は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

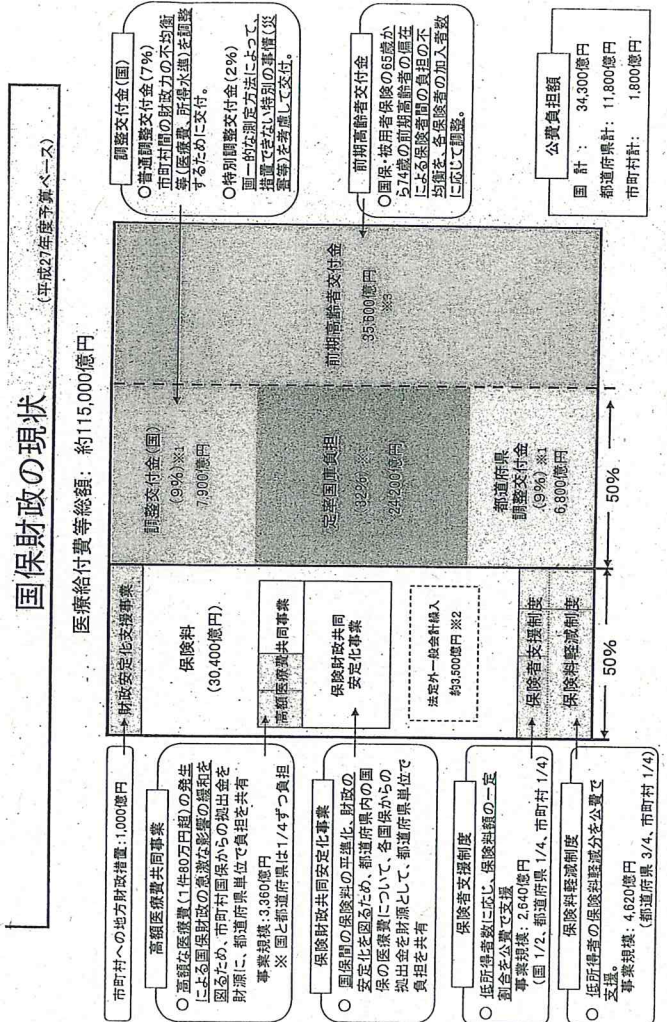
(※6) 加入者一人当たり平均所得は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

(※7) 加入者一人当たり平均所得は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

(※8) 加入者一人当たり平均所得は、市町村国保と協会けんぽ・組合健保とを比較して算出している。後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療費(国保)と後期高齢者医療費(協会けんぽ・組合健保)を比較している。

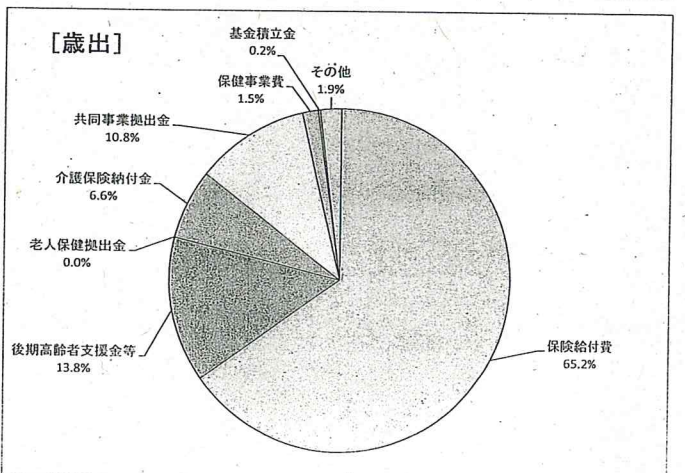
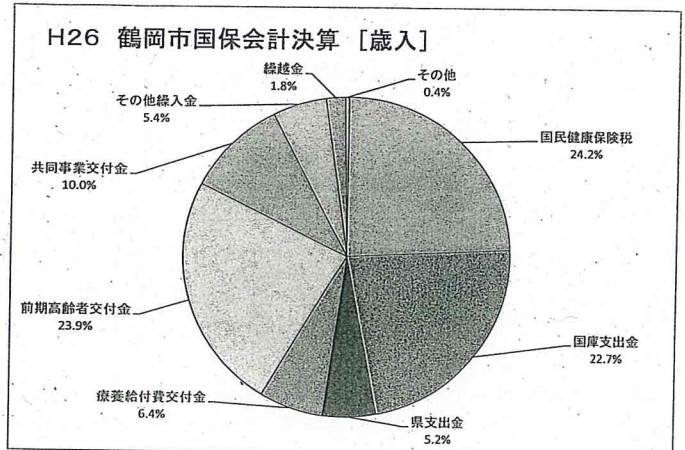


国保財政の現状



鶴岡市国民健康保険会計収支決算推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入					
国民健康保険税	2,947,265	2,911,429	3,111,482	3,386,603	3,193,547
国庫支出金	3,448,021	3,708,488	3,211,572	3,050,354	2,988,248
県支出金	584,830	576,628	712,827	687,098	683,364
療養給付費交付金	901,955	1,090,052	1,213,910	1,080,204	847,572
前期高齢者交付金	2,442,265	2,492,938	2,882,442	3,104,579	3,153,922
共同事業交付金	1,306,278	1,299,799	1,348,539	1,294,120	1,317,043
基金繰入金	0	400,000	320,000	0	0
その他繰入金	616,637	562,503	610,649	675,803	703,655
繰越金	690,291	236,986	170,081	141,537	239,807
その他	61,176	62,185	44,980	38,111	52,863
計	12,998,718	13,341,009	13,626,482	13,458,409	13,180,021
歳出					
保険給付費	8,496,022	8,693,939	8,791,343	8,659,433	8,553,747
後期高齢者支援金等	1,586,051	1,728,042	1,821,031	1,825,535	1,807,234
老人保健拠出金	10,242	113	150	84	79
介護保険納付金	747,565	837,546	860,397	867,538	863,126
共同事業拠出金	1,520,318	1,431,058	1,461,577	1,391,172	1,423,917
保健事業費	200,349	208,961	205,676	202,839	197,843
基金積立金	2,581	2,934	66,992	26,132	26,221
その他	198,606	268,335	277,779	245,868	255,309
計	12,761,732	13,170,928	13,484,945	13,218,602	13,127,477
差引	236,986	170,081	141,537	239,807	52,544
単年度収支	▲ 450,723	▲ 463,971	▲ 281,552	124,402	▲ 161,041
基金残高	1,176,003	778,937	525,929	552,060	578,282

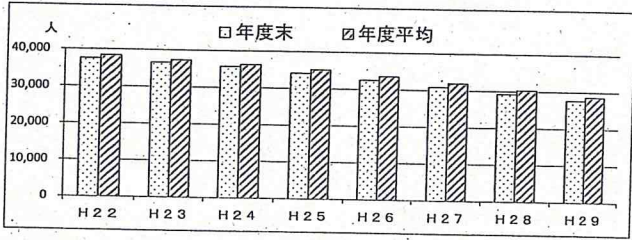


国保被保険者数年度推移

※H27以降は推計値

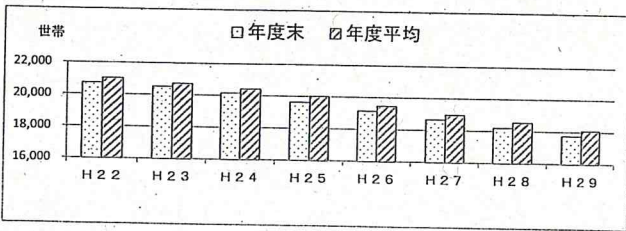
◎被保険者数		(単位:人、%)							
年度末	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
前年比	▲1,156	▲935	▲891	▲1,568	▲1,620	▲1,626	▲1,645	▲1,558	
増減率	▲3.0	▲2.5	▲2.4	▲4.4	▲4.7	▲5.0	▲5.3	▲5.3	
年度平均	38,412	37,335	36,344	35,139	33,580	32,014	30,383	28,695	
前年比	▲1,131	▲1,077	▲991	▲1,205	▲1,559	▲1,566	▲1,631	▲1,688	
増減率	▲2.9	▲2.8	▲2.7	▲3.3	▲4.4	▲4.7	▲5.1	▲5.6	

※年度平均は、「3月～2月の平均」



◎世帯数		(単位:人、%)							
年度末	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
前年比	▲314	▲201	▲364	▲528	▲487	▲469	▲472	▲460	
増減率	▲1.5	▲1.0	▲1.8	▲2.6	▲2.5	▲2.4	▲2.5	▲2.5	
年度平均	21,017	20,727	20,428	20,023	19,476	18,983	18,549	18,080	
前年比	▲344	▲290	▲299	▲405	▲547	▲493	▲434	▲469	
増減率	▲1.6	▲1.4	▲1.4	▲2.0	▲2.7	▲2.5	▲2.3	▲2.5	

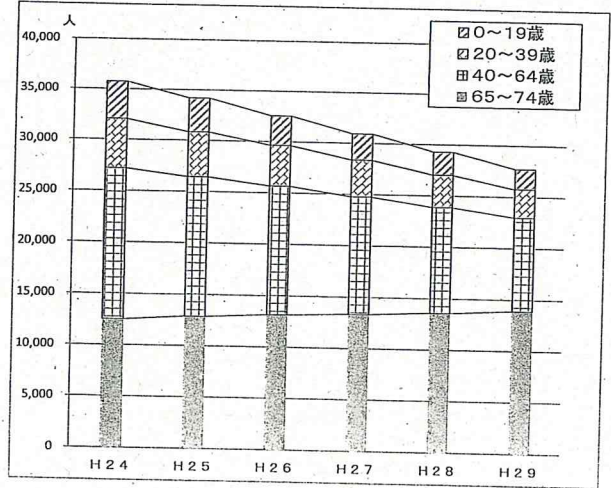
※年度平均は、「3月～2月の平均」



年代別被保険者数

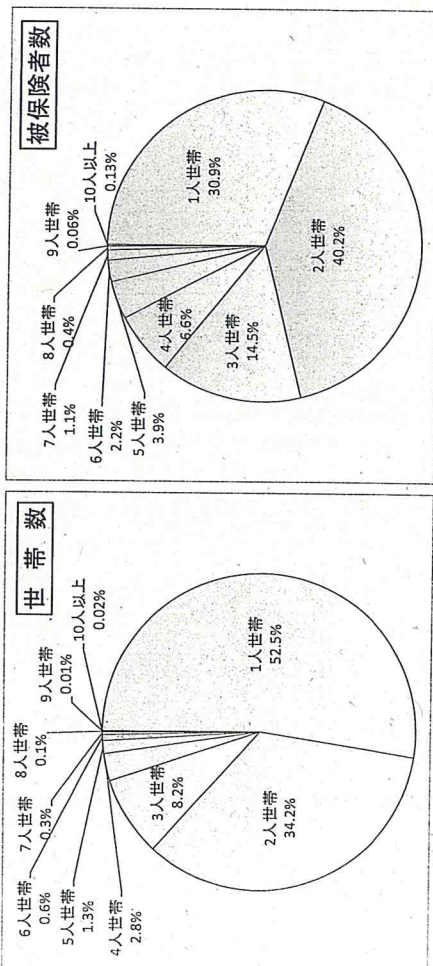
○被保険者数(年度末)		※H27以降は推定値 (単位:人)					
区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
0～19歳	3,695	3,343	2,914	2,586	2,267	1,973	
20～39歳	4,852	4,390	3,970	3,587	3,145	2,759	
40～64歳	14,683	13,581	12,519	11,413	10,286	9,111	
65～74歳	12,512	12,860	13,151	13,342	13,585	13,882	
計	35,742	34,174	32,554	30,928	29,283	27,725	
前年比増減	▲891	▲1,568	▲1,620	▲1,626	▲1,645	▲1,558	

○構成割合		(%)					
区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
0～19歳	10.3%	9.8%	9.0%	8.4%	7.7%	7.1%	
20～39歳	13.6%	12.8%	12.2%	11.6%	10.7%	10.0%	
40～64歳	41.1%	39.7%	38.5%	36.9%	35.1%	32.9%	
65～74歳	35.0%	37.6%	40.4%	43.1%	46.4%	50.1%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	



世帯数・被保険者数別構成比 (単位:世帯、人、%)												
※H27・4月1日現在												
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	合計	割合
世帯数	9,824	6,401	1,542	521	249	118	48	16	2	4	18,725	48,293世帯
世帯数構成比	52.46	34.18	8.23	2.78	1.33	0.63	0.26	0.09	0.01	0.02	100	132,913人

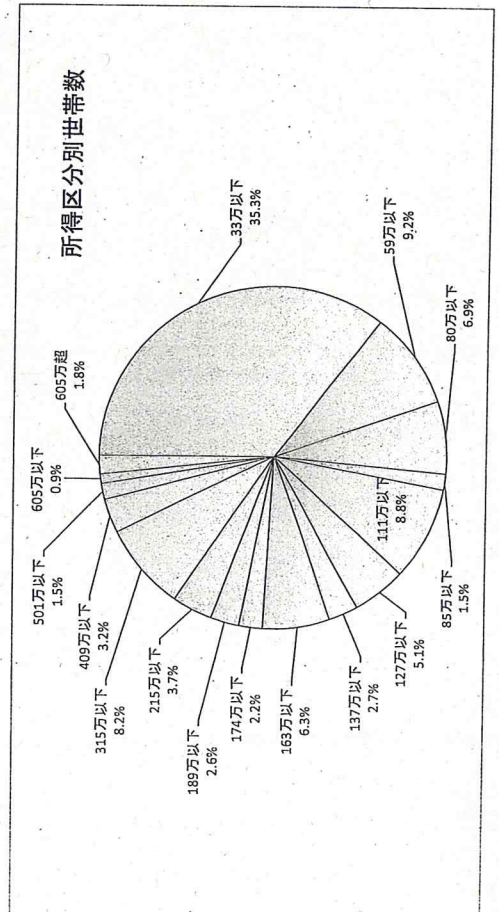
被保険者数別構成比 (単位:世帯、人、%)												
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	合計	割合
被保険者数	9,824	12,802	4,626	2,084	1,245	708	336	128	18	41	31,912	48,293人
被保険者数構成比	30.88	40.24	14.54	6.55	3.91	2.23	1.06	0.40	0.06	0.13	100	132,913人



所得区別世帯数構成比

※H27・4月1日現在

所得区別世帯数構成比 (単位:世帯、%)																	
※(例)所得「33.1」は「33万円以下」以下同し。																	
所得	33	59	80	85	111	127	137	163	174	189	215	315	409	501	605	605超	合計
世帯数	6,618	1,728	1,294	283	1,646	947	504	1,184	404	493	701	1,542	601	283	167	330	18,725
構成比	35.3	9.2	6.9	1.5	8.8	5.1	2.7	6.3	2.2	2.6	3.7	8.2	3.2	1.5	0.9	1.8	100.0
累計	35.3	44.6	51.5	53.0	61.8	66.8	69.5	75.9	78.0	80.6	84.4	92.6	95.8	97.3	98.2	100.0	



国民健康保険税率の推移

色染めは改正

【参考：各所得区分における所得金額の収入金額換算】

所得額 (基礎控除前)	事業所得	給与収入	公的年金収入 (65歳未満)	公的年金収入 (65歳以上)
33万円以下	所得金額＝ 収入金額－必要経費	980,000 円以下	1,030,000 円以下	1,530,000 円以下
59万円以下		1,240,000 円以下	1,290,000 円以下	1,790,000 円以下
80万円以下		1,460,000 円以下	1,566,666 円以下	2,000,000 円以下
85万円以下		1,500,000 円以下	1,633,333 円以下	2,050,000 円以下
111万円以下		1,843,999 円以下	1,980,000 円以下	2,310,000 円以下
127万円以下		2,071,999 円以下	2,193,333 円以下	2,470,000 円以下
137万円以下		2,215,999 円以下	2,326,666 円以下	2,570,000 円以下
163万円以下		2,587,999 円以下	2,673,333 円以下	2,830,000 円以下
174万円以下		2,743,999 円以下	2,820,000 円以下	2,940,000 円以下
189万円以下		2,959,999 円以下	3,020,000 円以下	3,090,000 円以下
215万円以下		3,331,999 円以下	3,366,666 円以下	3,366,666 円以下
315万円以下		4,615,999 円以下	4,629,411 円以下	4,629,411 円以下
409万円以下		5,787,999 円以下	5,735,294 円以下	5,735,294 円以下
501万円以下		6,900,000 円以下	6,817,647 円以下	6,817,647 円以下
605万円以下	8,055,555 円以下	8,005,263 円以下	8,005,263 円以下	
605万円超 (700万円)	9,111,111 円以下	9,005,263 円以下	9,005,263 円以下	

国民健康保険税収入額の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療分	1,700,261	1,640,973	1,687,456	1,960,749	1,856,631
退職	174,319	187,319	193,395	221,431	190,840
計	1,874,580	1,828,292	1,880,851	2,182,180	2,047,471
後期分	688,796	671,921	739,143	733,737	714,172
退職	73,915	79,956	89,424	85,146	74,102
計	762,711	751,876	828,566	818,884	788,275
介護分	251,905	262,754	316,466	304,260	287,195
退職	58,070	68,507	85,600	81,280	70,606
計	309,975	331,261	402,066	385,540	357,802
合	2,640,962	2,575,648	2,743,064	2,998,746	2,857,998
退職	306,303	335,781	368,418	387,857	335,549
計	2,947,265	2,911,429	3,111,482	3,386,603	3,193,547

(伸び率)

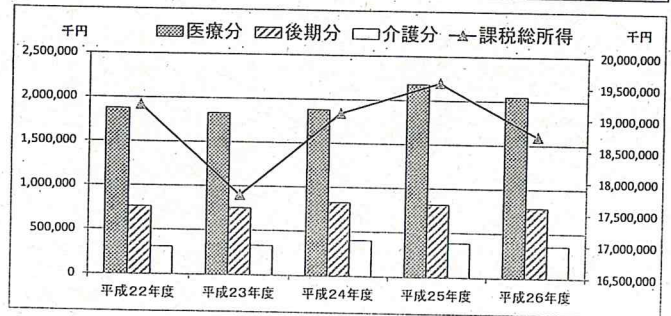
(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療分	▲ 2.5	▲ 3.5	2.8	16.2	▲ 5.3
退職	6.8	7.5	3.2	14.5	▲ 13.8
計	▲ 6.0	▲ 2.5	2.9	16.0	▲ 6.2
後期分	▲ 5.8	▲ 2.4	10.0	▲ 0.7	▲ 2.7
退職	5.0	8.2	11.8	▲ 4.8	▲ 13.0
計	▲ 4.8	▲ 1.4	10.2	▲ 1.2	▲ 3.7
介護分	▲ 7.4	4.3	20.4	▲ 3.9	▲ 5.6
退職	5.0	18.0	25.0	▲ 5.0	▲ 13.1
計	▲ 5.3	6.9	21.4	▲ 4.1	▲ 7.2
合	▲ 6.6	▲ 2.5	6.5	9.3	▲ 4.7
退職	3.6	9.6	9.7	5.3	▲ 13.5
計	▲ 5.6	▲ 1.2	6.9	8.8	▲ 5.7

(課税総所得金額)

(単位：千円)

医療分	19,181,298	17,756,662	19,074,770	19,576,071	18,730,113
(伸び率)	▲ 11.7	▲ 7.4	7.4	2.6	▲ 4.3



【医療給付費分】 (単位：%)

所得	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
均等	5.10	5.10	5.10	5.10	5.10
均等	19.50	19.50	19.50	19.50	19.50
均等	15.50	15.50	15.50	15.50	15.50
均等	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
均等	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
均等	19.50	19.50	19.50	19.50	19.50
均等	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
均等	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
均等	52万円	51万円	51万円	51万円	52万円

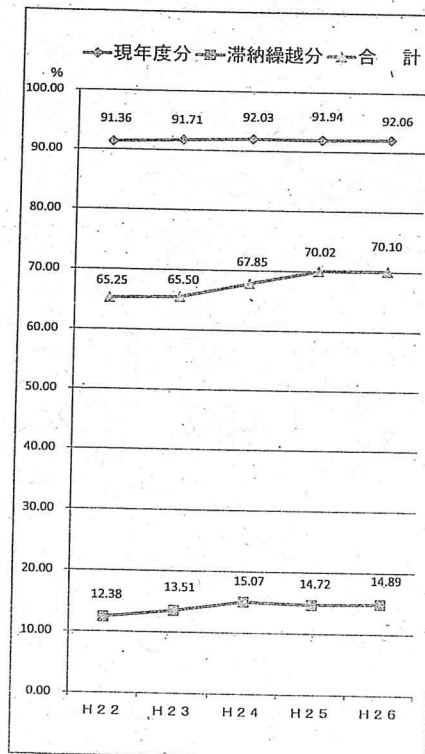
【後期高齢者医療支基金分】

所得	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
均等	2.10	2.40	2.40	2.40	2.40
均等	7.10	10.00	10.00	10.00	10.00
均等	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80
均等	9.50	9.50	9.50	9.50	9.50
均等	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40
均等	7.80	7.80	7.80	7.80	7.80
均等	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
均等	14万円	14万円	14万円	16万円	17万円

【介護保険納付金分】

所得	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
均等	1.80	2.20	2.20	2.20	2.20
均等	7.80	7.50	7.50	7.50	7.50
均等	8.20	9.70	9.70	9.70	9.70
均等	5.00	5.90	5.90	5.90	5.90
均等	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20
均等	5.90	5.90	5.90	5.90	5.90
均等	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50
均等	9.70	9.70	9.70	9.70	9.70
均等	12万円	12万円	14万円	16万円	16万円

◎国保税の収納率の推移



【平成26年度 県内の状況】

※国保連合会速報値

◎市 (単位：%)

順位	保険者名	現年度分	被保険者数
1	東根市	97.13	10,846
2	南陽市	96.84	7,624
3	長井市	96.75	6,134
4	尾花沢市	94.89	5,004
5	村山市	94.83	6,372
6	上山市	94.64	8,141
7	酒田市	92.62	26,793
8	米沢市	92.26	18,508
9	新庄市	92.26	9,931
10	寒河江市	92.18	9,381
11	鶴岡市	92.06	32,554
12	天童市	91.63	15,142
13	山形市	90.15	53,273

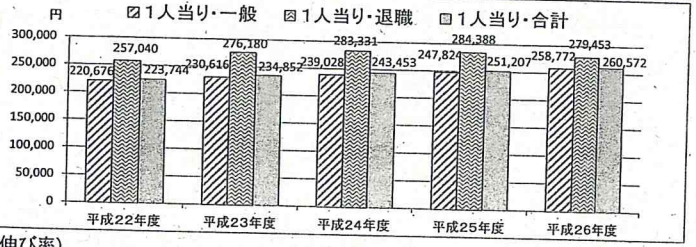
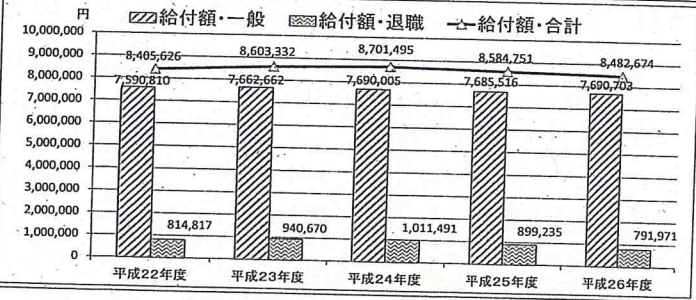
◎町村

順位	保険者名	現年度分	被保険者数
1	西川町	99.55	1,381
2	最上町	98.52	2,798
3	小国町	97.61	1,798
4	朝日町	97.05	2,233
5	大石田町	96.93	2,055
6	舟形町	96.75	1,634
7	庄内町	96.35	5,830
8	大江町	95.91	2,062
9	白鷹町	95.87	3,525
10	飯盛町	95.82	1,742
11	三川町	95.72	1,844
12	遊佐町	95.68	3,825
13	中山町	95.41	2,698
14	河北町	95.37	4,480
15	大蔵村	94.86	1,029
16	川西町	94.13	3,963
17	最上広域	93.47	6,809
18	山辺町	93.25	3,162
19	高島町	92.99	5,944

保険給付費の推移

(単位:千円、人、円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付総額	7,590,810	7,662,662	7,690,005	7,685,516	7,690,703
一般	814,817	940,670	1,011,491	899,235	791,971
退職	34,398	33,227	32,172	31,012	29,720
合計	8,405,626	8,603,332	8,701,495	8,584,751	8,482,674
年度末被保険者数	37,568	36,633	35,742	34,174	32,554
一般	220,676	230,616	239,028	247,824	258,772
退職	257,040	276,180	283,331	284,388	279,453
合計	223,744	234,852	243,453	251,207	260,572



(伸び率)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付総額		▲0.3	0.9	0.4	▲0.1
一般		17.0	15.4	7.5	▲11.9
退職		1.1	2.4	1.1	
合計		▲4.3	▲3.4	▲3.2	▲1.2
年度末被保険者数		▲4.6	7.4	4.8	▲10.4
一般		▲3.0	▲2.5	▲2.4	▲4.7
退職		4.2	4.5	3.6	4.4
合計		2.0	7.4	2.6	▲1.7
1人当り給付額		4.3	5.0	3.7	3.7

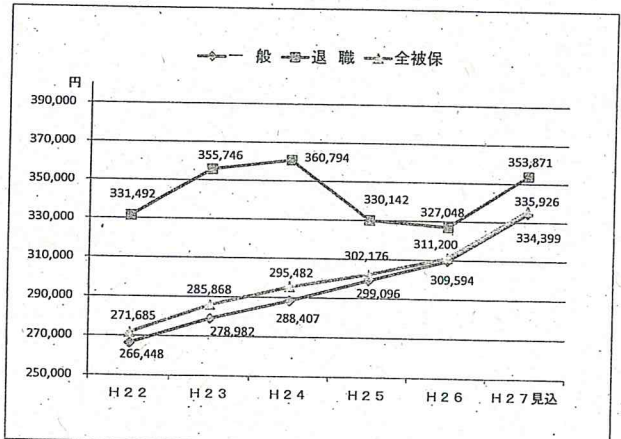
1人当り医療費

◎1人当り医療費(療養給付費+療養費) (単位:円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27見込
一般	266,448	278,982	288,407	299,096	309,594	334,399
退職	331,492	355,746	360,794	330,142	327,048	353,871
全被保	271,685	285,868	295,482	302,176	311,200	335,926

◎伸び率 (単位:%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27見込
一般	3.4	4.7	3.4	3.7	3.5	8.0
退職	4.3	7.3	1.4	▲8.5	▲0.9	8.2
全被保	3.7	5.2	3.4	2.3	3.0	7.9



◎山形県内市町村比較

※厚生労働省資料(平成25年度版)

市町村	被保険者数	1人当り旧ただし書所得(円)	保険料指数			医療費地域差指数
			標準化指数	応能割指数	応益割指数	
全国			1.000	1.000	1.000	1.000
山形市	58,215	1	0.898	1.255	4	1.178
米沢市	19,812	4	0.802	1.122	15	1.169
鶴岡市	35,139	2	0.859	1.037	21	1.024
酒田市	28,574	3	0.761	1.053	18	1.123
新庄市	11,010	7	0.887	1.160	10	1.190
寒川江市	9,952	8	0.803	1.199	7	1.235
上山町	8,526	9	0.734	1.244	5	1.311
村山市	6,792	12	0.759	1.128	14	1.232
長井市	6,656	13	0.839	1.145	12	1.131
天童市	16,030	5	0.824	1.196	8	1.119
東根市	11,602	6	0.797	1.119	16	1.228
尾花沢市	5,496	16	0.920	1.223	6	1.274
南陽市	8,224	10	0.760	1.317	1	1.423
中山町	2,835	23	0.750	1.039	20	1.019
山辺町	3,329	21	0.736	1.182	9	1.248
大江町	2,171	26	0.743	0.977	25	0.914
朝日町	2,372	24	0.707	0.924	30	0.980
西川町	1,463	31	0.892	0.784	32	0.792
河北町	4,791	17	0.825	1.263	3	1.289
大石田町	2,186	25	0.904	0.988	24	0.961
舟形町	1,739	30	0.879	1.136	13	1.162
大蔵村	1,129	32	0.903	1.027	23	1.048
最上町	3,099	22	0.859	1.030	22	1.076
高島町	6,390	14	0.792	1.158	11	1.251
川西町	4,260	18	0.870	1.268	2	1.351
白鷹町	3,822	20	0.792	1.041	19	1.051
飯豊町	1,899	29	0.956	0.855	31	0.853
小国町	1,909	28	0.601	1.061	17	1.157
三川町	1,990	27	1.030	0.929	29	0.899
遊佐町	4,014	19	0.809	0.976	27	0.951
庄内町	6,187	15	0.893	0.976	26	0.974
最上広域	7,431	11	0.854	0.933	28	0.949

※保険料指数は、全ての被保険者で共通に保険料水準を比較することのできる指数で、全国平均を「1」とした場合のものです

※応能割指数は(所得割+資産割)の所得に対する比率を指数化したもので、中高所得者の保険料水準を表し、応益割は均等割+平等割の所得に対する比率を指数化したもので、低所得者の保険料水準を表し、標準化指数は平均所得者の保険料の応能割と応益割の比率で応能割指数と応益割指数を加重平均したもので、平均所得者の保険料水準を表すとされています。

※医療費地域差指数は医療費の地域差を表す指標として、1人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を1として指数化したものです。

※最上広域は金山、真室川、鮎川、戸沢の4町村による広域連合です。

※順位は県内です。

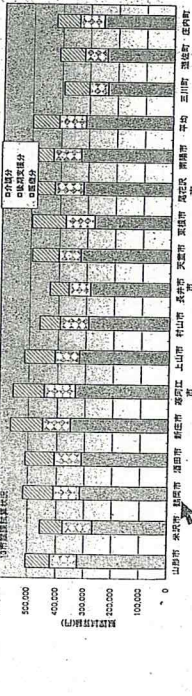
【県内13市比較】平成27年度国民健康保険税試算額(改定後)

市町村	所得額	均等割	平等割	平均額
最上町	8,000	19,500	27,000	22,200
山形市	9,426	0.00%	22,000	28,700

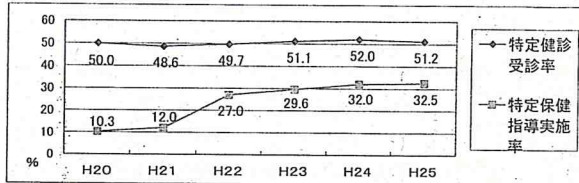
所得額	均等割	平等割	平均額
250,000円	50,000円	0円	50,000円
400,000円	85,000円	0円	85,000円
550,000円	120,000円	0円	120,000円

市町村	所得額			所得割			均等割			平均額			順位				
	最低額	最高額	平均額	最低額	最高額	平均額	最低額	最高額	平均額	最低額	最高額	平均額					
山形市	253,388	44,000	287,700	324,000	75,031	0	13,400	84,400	86,800	0	81,100	509,900	6位				
米沢市	193,860	7,000	41,600	24,800	89,300	1,000	15,200	9,500	100,000	99,460	725	8,400	458,300	12位			
鶴岡市	231,340	9,760	54,000	22,200	37,800	64,500	5,000	18,600	94,600	99,940	3,750	21,600	518,400	3位			
酒田市	225,960	7,700	58,400	21,800	311,600	69,940	17,600	67,700	98,800	69,940	3,100	21,600	509,000	5位			
新庄市	229,398	11,000	29,200	383,800	61,133	4,000	16,600	67,600	87,600	74,544	1,360	23,600	553,200	2位			
寒川江市	247,480	11,000	53,400	28,000	337,800	80,700	3,500	17,300	103,000	75,260	4,000	20,400	581,100	1位			
上山町	223,270	17,500	57,000	26,000	323,700	87,200	0	19,800	0	86,800	76,885	0	104,600	516,100	4位		
村山市	235,560	8,000	41,200	29,400	291,100	71,810	1,000	16,200	100,000	47,075	350	15,900	70,800	454,800	11位		
長井市	193,970	11,500	20,400	285,800	53,800	3,000	16,200	80,000	78,000	40,350	4,000	18,800	5,600	68,500	451,300	15位	
天童市	193,970	9,300	60,000	33,400	323,900	53,800	1,100	15,200	8,500	78,600	61,370	1,400	20,900	7,800	81,200	489,700	10位
東根市	193,970	9,300	58,800	22,000	274,400	60,700	4,300	13,000	7,200	105,200	88,770	2,000	19,000	5,800	118,200	485,800	8位
尾花沢市	228,660	9,500	53,800	30,800	317,800	75,260	3,000	17,000	109,300	98,400	46,420	4,000	18,800	6,000	71,200	497,400	7位
南陽市	239,720	14,000	28,200	327,800	76,500	5,000	14,800	7,000	98,400	43,440	4,000	10,000	5,000	88,000	484,300	9位	
川西町	225,896	8,974	52,894	29,238	312,038	71,091	2,512	16,015	88,700	82,160	2,284	20,385	5,888	90,000	493,338	10位	
三川町	161,400	6,500	48,000	22,000	235,000	45,700	2,500	12,800	68,800	51,970	3,000	15,400	6,400	90,100	410,200	8位	
遊佐町	165,973	8,820	48,000	19,100	238,800	55,952	2,200	15,800	85,300	58,642	2,710	22,400	8,400	90,100	410,200	8位	
庄内町	170,185	8,500	56,000	15,000	253,000	59,180	4,400	16,000	88,000	49,785	3,750	21,200	8,200	90,300	422,500	8位	

最上広域市町村連合の比較
 山形県平均と市町村の比較



医療費適正化の推進に向けた取組みについて



1 特定健診・特定保健指導の推進

平成27年度にデータヘルス計画を策定して、国庫補助事業枠の拡大し、特定健診の未受診者対策として、未受診者の状況調査や受診勧奨、40歳未満者への健診実施による受診の意識付けなどを行うことにより、特定健診の実施率とその結果に基づいて特定保健指導をより推進していくこととしている。

2 ジェネリック医薬品に係る差額通知の継続

ジェネリック医薬品の普及を図ってきた結果、平成26年度末には新指標で70.56%となっているが、差額通知を今後も継続して、さらなる普及を図る。

3 人間ドック助成事業の推進

1人7千円の助成額について、ドック受診の促進効果、被保険者の抱く負担感等に一定の成果が上がっていると考えており、今後も推進していく。

4 健康増進事業の推進

健康増進のため、「里山あるき」や「健康の集い」などの事業を実施して、体力づくりや健康への意識づけなどの啓発を行っており、事業も定着化して一定の成果を上げていると考えている。健康寿命の延伸のため、さらに事業を推進していく。

5 適正受診の推進

かかりつけ医の普及、休日夜間診療所や救急電話相談の利用などを進め、いわゆる「はしご受診」や「安易な救急医療機関受診」の防止を図る。

6 第三者行為に係る求償の推進

第三者行為について加害者へ適正な求償を実施し、医療費の適正負担に努めることによって、保険者負担の適正化を進めていく。

Table showing specific health checkup rates by city for the 25th fiscal year. The highest rate is in Kani City (51.2%) and the lowest is in Yamanashi City (30.1%). The prefectural average is 45.3%.

Table showing the implementation rate of specific health guidance by city for the 25th fiscal year. The highest rate is in Niigata City (63.1%) and the lowest is in Yamagata City (10.6%). The prefectural average is 31.2%.

Table showing specific health checkup rates by town for the 25th fiscal year. The highest rate is in Sanjyo Town (68.2%) and the lowest is in Nishikawa Town (40.3%).

Table showing the implementation rate of specific health guidance by town for the 25th fiscal year. The highest rate is in Yamagata City (55.8%) and the lowest is in Nishikawa Town (11.8%).

- 1 -

- 2 -

Large table showing the trend of generic drug usage from fiscal year 2502 to 2512. It includes columns for total number of prescriptions, generic drug prescriptions, and the percentage of generic drug prescriptions.

※国保連年の集計(国保連年)により、2502年度以降の集計は、国保連年の集計から、国保連年の集計を差し引いた数値を示している。

国保税の収納率の向上対策について

1 口座振替の推進

全国的に、口座振替実施率の高い所は、収納率も高いという傾向が窺えることから、国保税を普通徴収の方法で納付するべき納税義務者については、口座振替による納付を基本とし、納税通知書への口座振替依頼書の同封、金融機関窓口や各種広報での啓発など、あらゆる機会を利用して、口座振替による納付を勧奨していく。

Table showing the trend of national tax collection rates from fiscal year 23 to 26. It includes columns for the number of added cases, the addition rate, and the replacement rate.

2 納税推進員の活用

引き続き嘱託の徴収職員(現在9名:うち国保会計負担4人)を配置し、電話催告や訪問徴収を徹底することにより、徴収実績の底上げを図る。

3 滞納処分の適正執行

悪質滞納者を的確に峻別し、不動産公示をはじめとして、財産のインターネット公示や預貯金等の債権の差押えなどにより、滞納額の削減を進めていく。

4 広域化施策の活用

「山形県市町村国民健康保険広域化等支援方針」に設定された毎年度の目標収納率を上回ることで、県調整交付金に定額の上乗せ措置が講じられることから、収納率の向上とともに、財源確保を図る。

5 コンビニ収納の実施

平成28年度から、納付機会の拡大と納税者の利便性向上のために、コンビニエンスストアでの納付を可能として、収納率の向上を図る。

- 4 -

鶴岡市の共同事業に係る財政負担等の推移

1 高額医療費共同事業 (80万円超) (単位:千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国庫負担金	56,703	59,999	55,074	58,779	65,441	66,095	66,756
県負担金	56,703	59,999	55,074	58,779	65,441	66,095	66,756
交付金	238,388	246,836	234,709	222,790	260,475	265,678	267,497
拠出金	223,955	237,372	217,812	236,975	261,765	264,383	267,027
差引①	127,839	129,462	127,045	103,373	129,592	133,485	133,982

※H26までは決算、H27は当初予算額。

2 保険財政共同安定化事業 (30万円超・H27からは1円以上) (単位:千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
交付金	1,061,411	1,101,703	1,059,411	1,094,253	2,908,058	2,887,937	2,864,251
拠出金	1,207,098	1,224,201	1,173,357	1,186,938	3,129,774	3,124,243	3,118,668
差引②	▲ 145,687	▲ 122,498	▲ 113,946	▲ 92,685	▲ 221,716	▲ 236,306	▲ 254,417

※H26までは決算、H27は当初予算額。

差引①+②	▲ 17,848	6,964	13,099	10,688	▲ 92,124	▲ 102,821	▲ 120,435
-------	----------	-------	--------	--------	----------	-----------	-----------

県調整交付金による補填 (単位:千円、%)

補填額	0	0	0	0	212,635	227,427	245,774
補填率	0.0	0.0	0.0	0.0	230.8	221.2	204.1

(補填後・共同安定化拠出超過額)→ ▲ 9,081 ▲ 8,879 ▲ 8,643

国民健康保険特別会計(事業勘定) 収支概要

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 国民健康保険料	2,842,765	2,811,428	▲ 17,111,492	▲ 13,386,623	▲ 31,033,427	▲ 23,735,331	▲ 26,823,278	▲ 26,532,718
2 国民健康保険料控除	3,448,021	3,708,468	▲ 76,321,572	▲ 3,050,354	▲ 2,989,248	▲ 2,620,390	▲ 2,581,189	▲ 2,500,189
3 国民健康保険料徴収	2,285,999	2,531,487	1,417,217	2,274,584	2,238,180	2,139,612	▲ 1,912,753	▲ 1,811,432
4 国民健康保険料徴収	58,450	57,623	1,742,827	1,742,827	1,742,827	1,742,827	1,742,827	1,742,827
5 国民健康保険料徴収	491,953	499,652	▲ 3,029,729	▲ 3,029,729	▲ 3,029,729	▲ 3,029,729	▲ 3,029,729	▲ 3,029,729
6 国民健康保険料徴収	1,502,278	1,529,729	▲ 22,927,000	▲ 22,927,000	▲ 22,927,000	▲ 22,927,000	▲ 22,927,000	▲ 22,927,000
7 国民健康保険料徴収	1,079,339	1,071,411	▲ 1,101,703	▲ 1,101,703	▲ 1,101,703	▲ 1,101,703	▲ 1,101,703	▲ 1,101,703
8 国民健康保険料徴収	439,412	424,425	▲ 53,763	▲ 70,161	▲ 71,467	▲ 71,467	▲ 71,467	▲ 71,467
9 国民健康保険料徴収	81,100	54,534	▲ 6,100	▲ 6,100	▲ 6,100	▲ 6,100	▲ 6,100	▲ 6,100
10 国民健康保険料徴収	151,467	159,177	▲ 6,022	▲ 6,022	▲ 6,022	▲ 6,022	▲ 6,022	▲ 6,022
11 国民健康保険料徴収	659,281	238,988	▲ 657	▲ 70,081	▲ 41,537	▲ 41,537	▲ 41,537	▲ 41,537
12 国民健康保険料徴収	12,998,718	13,341,009	▲ 13,828,482	▲ 12,138,021	▲ 12,138,021	▲ 12,138,021	▲ 12,138,021	▲ 12,138,021
13 国民健康保険料徴収								
14 国民健康保険料徴収								
15 国民健康保険料徴収								
16 国民健康保険料徴収								
17 国民健康保険料徴収								
18 国民健康保険料徴収								
19 国民健康保険料徴収								
20 国民健康保険料徴収								
21 国民健康保険料徴収								
22 国民健康保険料徴収								
23 国民健康保険料徴収								
24 国民健康保険料徴収								
25 国民健康保険料徴収								
26 国民健康保険料徴収								
27 国民健康保険料徴収								
28 国民健康保険料徴収								
29 国民健康保険料徴収								
30 国民健康保険料徴収								
31 国民健康保険料徴収								
32 国民健康保険料徴収								
33 国民健康保険料徴収								
34 国民健康保険料徴収								
35 国民健康保険料徴収								
36 国民健康保険料徴収								
37 国民健康保険料徴収								
38 国民健康保険料徴収								
39 国民健康保険料徴収								
40 国民健康保険料徴収								
41 国民健康保険料徴収								
42 国民健康保険料徴収								
43 国民健康保険料徴収								
44 国民健康保険料徴収								
45 国民健康保険料徴収								
46 国民健康保険料徴収								
47 国民健康保険料徴収								
48 国民健康保険料徴収								
49 国民健康保険料徴収								
50 国民健康保険料徴収								
51 国民健康保険料徴収								
52 国民健康保険料徴収								
53 国民健康保険料徴収								

(単位:千円)

国保会計に対する一般会計繰入れについて

◎ 一般会計繰入金等の状況 (決算額) (単位:千円)

区分	平成25年度	平成26年度	増減	概要
保険基金安定	371,642	426,087	54,445	保険税軽減分
保険基金安定	71,780	94,715	22,935	保険者支援分
事務費等	71,485	59,812	▲ 11,673	
療養給付費等減額分	36,612	36,826	214	福祉医療給付分
調整交付金等減額分	15,402	8,350	▲ 7,052	福祉医療給付分
出産育児一時金	21,565	23,988	2,423	
財政安定化支援事業	87,317	53,877	▲ 33,440	交付税算定額
合計	675,803	703,655	27,852	

◎ 一般会計繰入金についての考え方

保険者として高い意識を持ち、適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいるとして交付されている国の財政調整交付金の特別調整交付金・特別事情分、いわゆる「特々分」を今後も確保するため、また、国保加入者以外の市民の方からも一定の理解が得られるよう、国保会計の赤字補填や税の独自軽減を目的とする繰入れは行わないこととする。

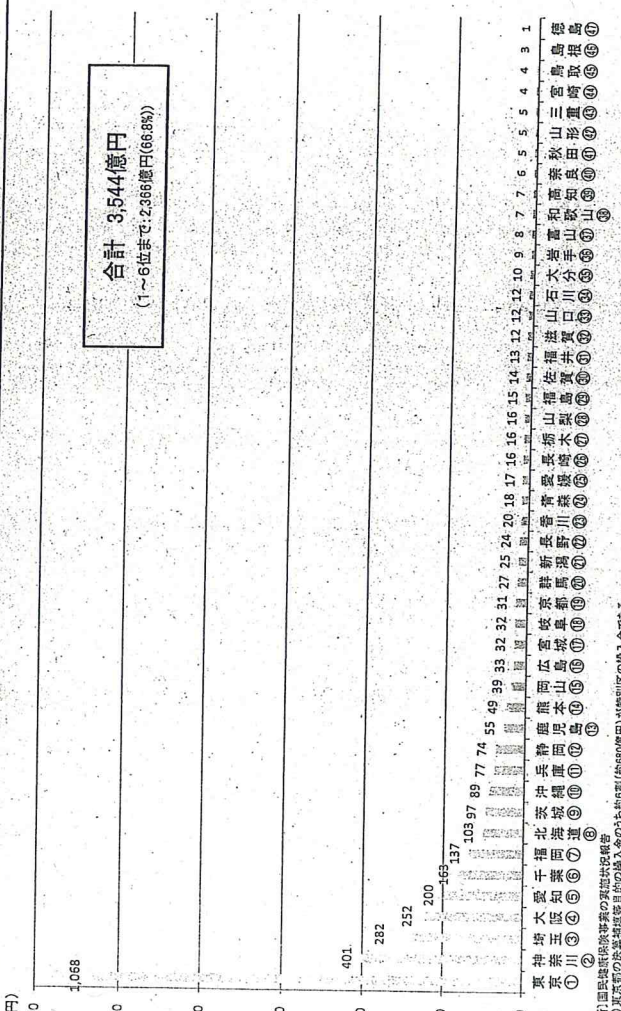
しかし、地方単独事業である福祉医療給付事業の実施による医療費の増高に伴う市町村間の公平の観点から、国は市町村国保に対する国庫負担金・補助金を医療費実績額に応じて減額する措置を実施しており、その一方で、減額相当分については、「一般会計等による所要の財源措置」を求めていることから、一般会計から繰入れを行うこととする。

参考: 「特々分」の交付状況 (単位:千円)

項目	H23	H24	H25	H26
交付金額	170,000	161,000	157,000	155,000

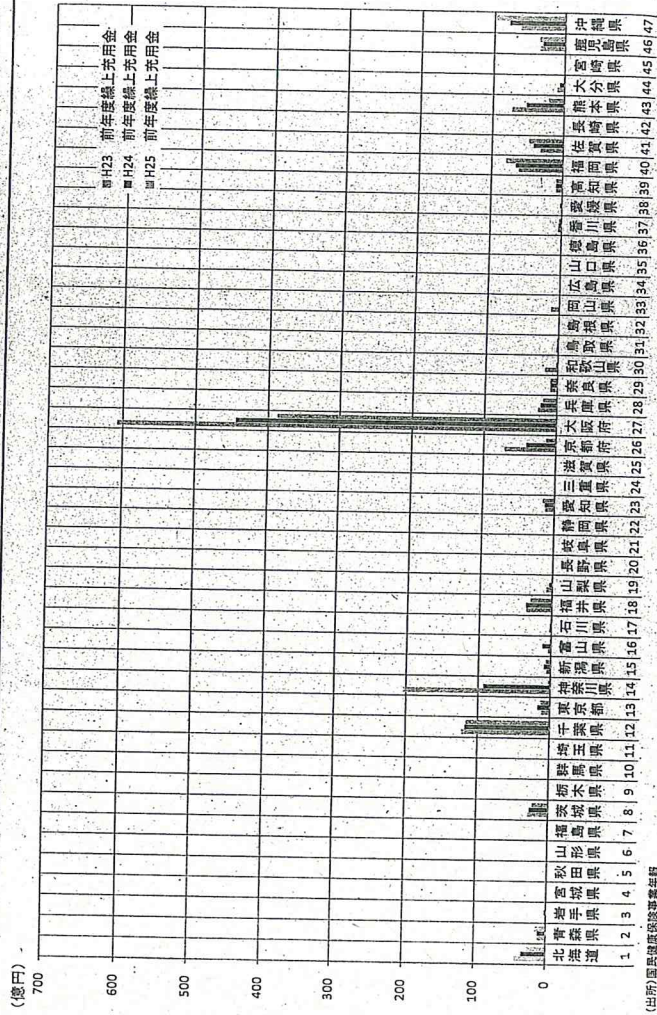
「歳末市からの決算補填等目的の法定外繰入(都道府県別状況:平成25年度)

○ 法定外繰入を都道府県別に見ると、全体(3,544億円)を東京都が占めている。
 ○ 繰入金額が多く大都市を抱えている1位~6位までの都道府県における繰入金額は約2,400億円であり、全体の約7割を占めている。



(出)国民健康保険特別会計の決算状況報告書 (注)東京都の決算補填等目的の繰入金のうち、特別調整交付金の繰入金に相当する額を指す。

○ 前年度繰上充用金は984億円(平成25年度)。うち大阪府内の市町村の合計が387億円であり、全体の約4割を占める。



国民健康保険税の改定について

- 今回の税率見直しの対象期間等

国保の制度改正により、平成30年度より国保運営が都道府県と市町村の共同運営となることを踏まえ、平成28～29年度の2カ年の会計収支のシミュレーションを基に、この期間の税率のあり方について試算を行った。

歳入・歳出とも、現時点で推計し得る数値で試算している。
- 後期高齢者支援金等及び介護納付金分の取扱い

後期高齢者支援金等及び介護納付金分については、原則毎年見直しを行っており、国の新年度予算案が示される12月末以降、納付所要額に応じ、医療給付費分の改定と調整する。(納付所要額に対し、現行税率で不足が生ずれば改正し、不足が生じなければ税率改正は行わない。)
- 財政健全化に向け必要となる賦課総額、税率等
 - 平成28～29年度の会計収支の見直しを基に、平成27年度末給付基金残高を維持することとして、収支の均衡確保のために必要となる額を算定した。(2カ年)
 - 賦課方式については、地方税法上の標準賦課割合である「所得割：資産割：均等割：平等割＝40：10：35：15」(「応益割(所得割+資産割)：応益割(均等割+平等割)＝50：50)を基本とした。
 - 加入者1人当たりの賦課額の引上げ率は、医療分と介護分の合計での引上げ率である。

国民健康保険税率改定にかかる検討事項

○各年度の収支見込み
平成29年度までの財政見直しを推計し、形式収支及び単年度収支の推計を行った結果、以下のとおりとなった。(※再掲)

	(単位:千円)				
	歳入	歳出	形式収支	単年度収支	基金残高
H27	15,133,162	15,133,162	0	▲ 348,723	282,103
H28	14,954,793	15,103,449	▲ 148,656	▲ 430,759	0
H29	14,514,875	15,127,692	▲ 612,817	▲ 612,817	0
28・29の計	29,469,668	30,231,141	▲ 761,473	▲ 1,043,576	

※歳入は現行税率で試算

○基金についての考え方

基金は財政運営上の重要な要素であるため、平成30年度以降の共同運営を踏まえて、以下の2点について検討を行った。

(1)基金の保有について

7月に行われた厚生労働省の説明会で、市町村の基金について、「ある程度基金があれば保険料の伸びの抑制に有効に使えると考える。さらに、ある保険者の保険給付が増えた場合、翌年度以降の保険税納付額の増要因になると考えられ、そうしたことに備えるためにも大事にした方がよい、より安全ではないか」との話があった。

また、そのほかに基金を保有する利点として以下のことが考えられる。

- ①保険税の徴収額が予定額より不足しても、基金で補てんが可能であれば、税率改定をしないで済む。
- ②保険税率の改定が必要な場合、基金の取り崩しにより改定率を低く抑えることが可能である。
- ③会計収支の財政調整に活用することで会計運営が安定する。

なお、県に財政安定化基金が設置される予定であり、市町村が収税不足等による財源不足時には当該基金からの借入が可能とされているが、後で返済が必要であり、そのためには税率改定が必要となる。

厚生労働省の話も含めて、こうした理由から、財政調整のための一定程度の基金を保有したほうが良いと判断した。

(2)基金の保有額

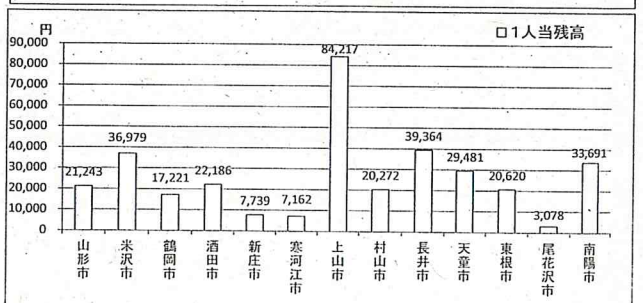
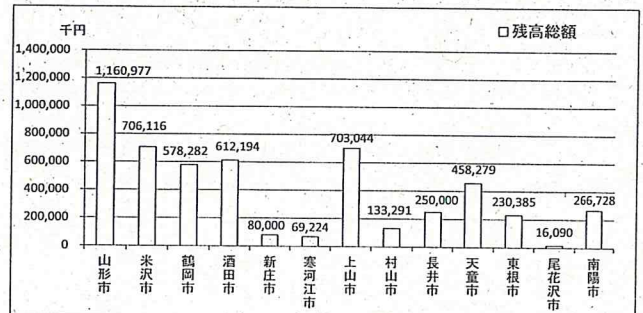
保有額については、共同運営となったからの基準は出されていないが、保険給付費の1ヵ月分が7億円超であるため、安定的な運営のために、平成26年度末程度の残高(約5億8千万円)を保有したいと考えた。

しかし、厳しい社会状況を踏まえ、平成26年度の3月補正での減額補正額約2億円の例を考慮して、平成27年度収支見込による残高である約2億8千万円を保有額と考えた。

県内各市基金状況(平成26年度決算)

市	残高総額		1人当残高		被保険者数 3月～2月平均
	千円	順位	円	順位	
1 山形市	1,160,977	1	21,243	7	54,653
2 米沢市	706,116	2	36,979	3	19,095
3 鶴岡市	578,282	5	17,221	10	33,580
4 酒田市	612,194	4	22,186	6	27,594
5 新庄市	80,000	11	7,739	11	10,337
6 寒河江市	69,224	12	7,162	12	9,665
7 上山市	703,044	3	84,217	1	8,348
8 村山市	133,291	10	20,272	9	6,575
9 長井市	250,000	8	39,364	2	6,351
10 天童市	458,279	6	29,481	5	15,545
11 東根市	230,385	9	20,620	8	11,173
12 尾花沢市	16,090	13	3,078	13	5,227
13 南陽市	266,728	7	33,691	4	7,917

※残高総額は13市課長会議資料数値



○改定率についての考え方

平成28年度及び平成29年度の収支見込みによる収支の赤字合計額を補填するため、「基金についての考え方」により基金を約2億8千万円保有することとして、改定率を試算した。

その結果、医療分と介護分について税率を以下のように算定した。

【医療分】

Table with 5 columns: 現行, 改定案, 差, 所得割, 資産割, 均等割, 平等割. Values for medical division rates and amounts.

【介護分】

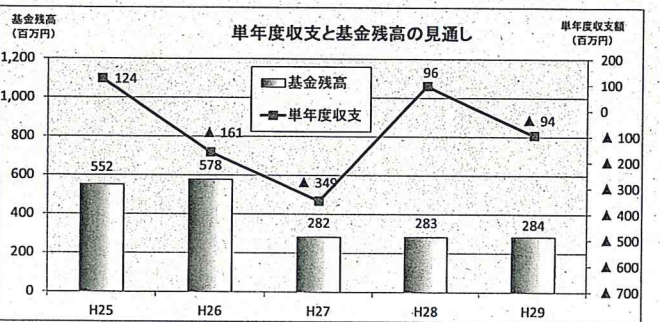
Table with 5 columns: 現行, 改定案, 差, 所得割, 資産割, 均等割, 平等割. Values for nursing division rates and amounts.

※加入者一人平均(年) 21.69%(23,667円)増

Table showing financial forecast for medical division (歳入) from Heisei 25 to Heisei 29, including items like national tax and social security contributions.

Table showing financial forecast for nursing division (歳出) from Heisei 25 to Heisei 29, including items like administrative expenses and insurance benefits.

Table showing the difference (差引等) between medical and nursing divisions from Heisei 25 to Heisei 29.



◎所得階層・世帯人員別税率改正影響額表

Large table showing the impact of rate changes on different income brackets and household sizes, including columns for current and revised rates and household composition.

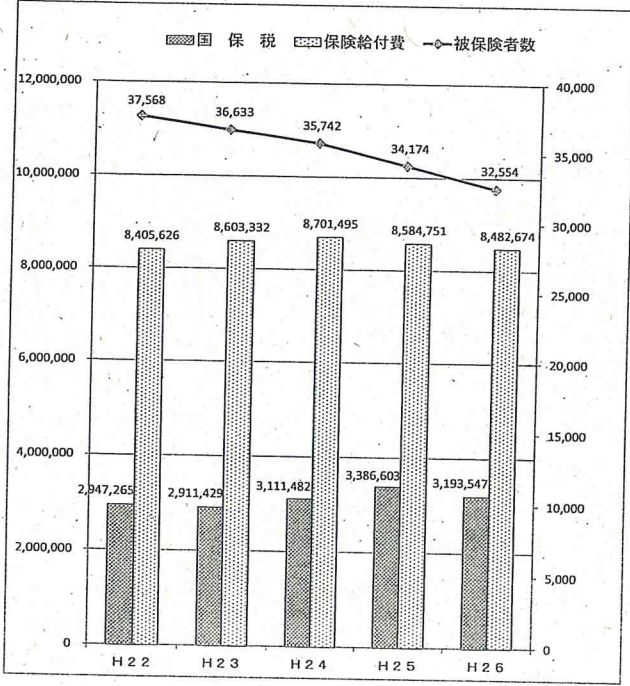
Table showing the detailed breakdown of revenue (歳入) by item from Heisei 25 to Heisei 29, including national tax, social security, and other income.

被保険者数、国保税、保険給付費の推移

(単位:千円、人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26
被保険者数	37,568	36,633	35,742	34,174	32,554
国保税	2,947,265	2,911,429	3,111,482	3,386,603	3,193,547
保険給付費	8,405,626	8,603,332	8,701,495	8,584,751	8,482,674

※被保険者数は年度末数値



平成27年度 13市国民健康保険税率一覧

[改定率21.69%]

※鶴岡市の税率は改正後税率案に置き換え後

※太字:鶴岡市、網掛け:本年度改定

◎医療分

保険者名	所得割	保険者名	資産割	保険者名	均等割	保険者名	平等割
1 山形市	9.42%	1 上市市	35.00%	1 新庄市	30,000円	1 天童市	33,400円
2 新庄市	9.42%	2 南陽市	28.00%	2 天童市	30,000円	2 新庄市	29,200円
3 寒河江市	9.20%	3 長井市	23.00%	3 長井市	28,800円	3 山形市	26,700円
4 南陽市	8.80%	4 新庄市	22.00%	4 上市市	28,500円	4 南陽市	26,200円
5 鶴岡市	8.60%	4 寒河江市	22.00%	5 酒田市	28,200円	5 寒河江市	26,000円
5 天童市	8.50%	6 鶴岡市	19.50%	6 鶴岡市	27,000円	5 上市市	26,000円
7 尾花沢市	8.50%	7 尾花沢市	19.00%	7 尾花沢市	26,900円	5 尾花沢市	26,000円
8 酒田市	8.40%	8 東根市	18.60%	8 寒河江市	26,700円	8 米沢市	24,800円
8 上市市	8.30%	9 米沢市	15.80%	9 南陽市	25,500円	9 村山市	23,400円
11 村山市	8.20%	10 酒田市	15.40%	10 東根市	23,400円	10 鶴岡市	22,200円
11 長井市	7.30%	11 村山市	12.00%	11 山形市	22,000円	11 東根市	22,000円
11 東根市	7.30%	12 天童市	3.00%	12 米沢市	20,800円	12 酒田市	21,800円
13 米沢市	7.20%	13 山形市	0.00%	13 村山市	20,600円	13 長井市	20,400円

※現行税率 6.00% ※引上げ無し ※現行額 24,000円 ※現行額 20,000円

◎後期高齢分

保険者名	所得割	保険者名	資産割	保険者名	均等割	保険者名	平等割
1 米沢市	3.10%	1 鶴岡市	10.00%	1 上市市	9,800円	1 米沢市	9,500円
2 寒河江市	3.00%	2 東根市	8.70%	2 酒田市	8,800円	1 鶴岡市	9,500円
2 東根市	3.00%	3 新庄市	8.00%	3 寒河江市	8,600円	3 天童市	8,500円
4 村山市	2.90%	3 南陽市	8.00%	4 尾花沢市	8,500円	4 山形市	8,400円
5 尾花沢市	2.79%	5 寒河江市	7.00%	5 長井市	8,400円	5 新庄市	7,900円
6 長井市	2.79%	6 長井市	6.00%	6 新庄市	8,300円	6 村山市	7,800円
7 南陽市	2.70%	6 尾花沢市	6.00%	7 村山市	8,100円	7 寒河江市	7,600円
8 酒田市	2.60%	8 酒田市	5.30%	8 鶴岡市	7,800円	8 東根市	7,200円
9 新庄市	2.57%	9 天童市	2.30%	9 米沢市	7,600円	9 尾花沢市	7,000円
10 上市市	2.50%	10 米沢市	2.00%	9 天童市	7,600円	9 南陽市	7,000円
11 鶴岡市	2.40%	11 村山市	2.00%	11 南陽市	7,400円	11 酒田市	6,700円
12 長井市	2.00%	12 山形市	0.00%	12 山形市	6,700円	12 長井市	5,400円
12 天童市	2.00%	12 上市市	0.00%	13 東根市	6,500円	13 上市市	0円

※引上げ無し ※引上げ無し ※引上げ無し ※引上げ無し

◎介護分

保険者名	所得割	保険者名	資産割	保険者名	均等割	保険者名	平等割
1 東根市	3.30%	1 寒河江市	8.00%	1 上市市	14,000円	1 新庄市	10,300円
2 上市市	2.85%	1 長井市	8.00%	2 山形市	13,600円	2 鶴岡市	8,400円
3 寒河江市	2.80%	1 尾花沢市	8.00%	3 新庄市	11,800円	3 村山市	7,800円
4 新庄市	2.76%	1 南陽市	8.00%	4 鶴岡市	10,800円	3 天童市	7,800円
5 鶴岡市	2.60%	5 鶴岡市	7.50%	4 酒田市	10,800円	5 寒河江市	6,700円
5 酒田市	2.60%	6 酒田市	6.20%	6 天童市	10,300円	6 米沢市	6,400円
7 天童市	2.30%	7 東根市	5.20%	7 寒河江市	10,200円	7 尾花沢市	6,000円
8 米沢市	2.10%	8 新庄市	3.80%	8 東根市	9,500円	8 東根市	5,900円
9 山形市	2.08%	9 天童市	2.80%	9 尾花沢市	9,400円	9 酒田市	5,800円
10 尾花沢市	1.80%	10 米沢市	1.45%	10 長井市	8,400円	10 長井市	5,400円
11 村山市	1.75%	11 村山市	0.70%	11 南陽市	8,000円	11 南陽市	5,000円
12 南陽市	1.60%	12 山形市	0.00%	12 米沢市	7,900円	12 山形市	0円
13 長井市	1.50%	12 上市市	0.00%	13 村山市	7,800円	13 上市市	0円

※現行税率 2.20% ※引上げ無し ※現行額 9,700円 ※現行額 5,900円